

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

西原町では、平成25年7月1日から平成26年2月28日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行います。

肺炎球菌予防接種は任意の予防接種です。予防接種について十分に納得した上で接種を受けてください。

■ 肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。

しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

■ 予防接種を受ける前に

過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は、前回の接種から5年以内に再接種をした場合、注射した部位が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強くなる場合があります。5年以内に接種を受けている方は、予防接種を受けることができません。

■ 対象者

- ① 西原町に住所を有する70歳以上の方
- ② 65歳以上69歳以下の方で次のような病気になる方
(脾機能不全、腎疾患、心疾患、呼吸器の慢性疾患、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患があり、肺炎球菌による肺炎感染の危険度が高く、医師が予防接種を必要と認める方。)
※②の対象の方は、接種を受ける前に福祉部健康推進課で申請手続きが必要です。

■ 接種料金

自己負担額 2,000円 ※1回限りの補助です。
※予診のみを受けた場合は、1,050円全額が自己負担となります。
(接種当日に発熱等があり、接種を受けられなかった場合など)
※生活保護者は自己負担額が免除となります。接種の際、医療機関へ被保護証明書を提示してください。

■ 予防接種の受け方

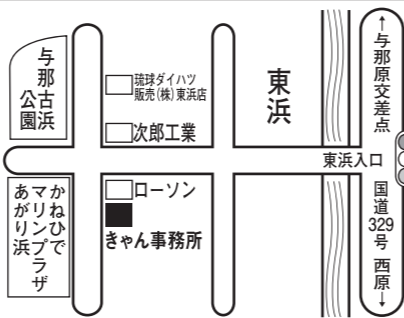
- ① 指定医療機関で予防接種を受けます。指定医療機関については、福祉部健康推進課または通院中の医療機関へお問い合わせください。
※ 指定医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となります。
- ② 予防接種に必要な予診票は、福祉部健康推進課で交付しています。接種を希望される方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791 (内線157~161)

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談
完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地2
代表司法書士 喜屋武 力
Tel 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00



全国的に風しんが流行しています!! 風しん予防接種費用の一部を助成します

妊娠初期の女性が風しんにかかると、産まれてくる赤ちゃんの耳が聞こえなくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなるなどの障がい(先天性風しん症候群)を伴う可能性があります。

風しんを予防するには予防接種を受けることが効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられませんが、このため、妊娠前の女性や妊婦さんの周りの方が予防接種を受けて、赤ちゃんを風しんから守りましょう。

西原町では、以下の内容で風しんワクチンの接種費用の一部を助成します。



1. 助成対象者

西原町に住民登録がある18歳から50歳未満の方で、

**妊娠を希望している女性および同居の配偶者
妊婦さんの配偶者** ※事実婚も含みます。

★注意★ すでに妊娠の可能性のある方は接種できません。

妊娠を希望している女性は、ワクチン接種後、2ヶ月間は妊娠を避ける必要があります。

2. 助成の対象となる接種期間

平成25年4月1日から10月31日までに接種を受けた方
(申請期間：平成25年7月1日から12月27日まで)

3. 助成額

- ◎MR(麻しん・風しん二種混合) 予防接種
- ◎風しん単独予防接種
- ※接種費用は医療機関により異なります。

いずれかを接種した場合、
上限4,000円を費用助成します。
※生活保護世帯の場合、全額助成します。

4. 助成方法

- ・医療機関で必ず予約の上、接種してください。
- ・償還払い(一旦全額自己負担していただき、後日申請した口座に振り込みます。)

5. 申請に必要な書類等

- ◆申請書(福祉部福祉課の窓口にあります。西原町ホームページからもダウンロードできます。)
- ◆接種代金の領収書の原本(コピー不可)
※内容で接種の種類および接種日がわかるもの(接種済証などを添付しても可)
- ◆振込先口座の通帳の写し
- ◆生活保護証明書(生活保護世帯の場合)
- 【留意事項】任意接種です。予防接種による健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済の対象とはなりません。

※申請内容により、その他の必要な書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311 (内線125・126)